

モデル事業所における減塩実践チャレンジ業務 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している、モデル事業所における減塩実践チャレンジ業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

東日本大震災以降、福島県民（以下「県民」という。）の健康指標は大きく悪化し、現在もメタボ該当者の割合は全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は男性が全国ワースト7位、女性が全国ワースト9位など、リスク要因となる高塩分摂取の改善が喫緊の課題である。

特に、働き盛り世代の食行動の変容を促すことが重要であることから、減塩の必要性に関する理解を深め、適正体重や減塩の理解向上や食行動の変容・定着につながり、健康指標の改善を目指すことを目的とする。

3 事業概要

（1）主催者

福島県

（2）基本的な考え方

- ・ターゲットは働き盛り世代（主に20～50歳代）とする。
- ・尿中推定食塩摂取量検査等の結果や日常的に取り組める健康的な食行動の提案やアドバイス等を通して、対象者自身が減塩や食事の適量を理解し、取組終了後にも継続した実践を促す取組とする。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び県民への波及効果等に留意した上で、効果的で自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

（1）共通事項

ア 受託者は、対象者の選定、尿中推定食塩摂取量検査等、事業の企画、開催準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。

ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。

エ その他、疑義が生じた場合はその都度受託者と県とで協議する。

（2）業務内容

事業のターゲットを働き盛り世代（主に20～50歳代）とし、対象者自身が減塩や食事の適量を理解し、継続した実践を促す取組とする。

ア 対象者

働き盛り世代（主に 20～50 歳代）計 1000 名以上

イ 対象とする事業所の選定

県内に住所を有する事業所を選定する。

ウ 尿中推定食塩摂取量検査等及びアンケートの実施

- （１）健康的な食行動の実践支援プログラム実施前後に、尿中推定食塩摂取量検査もしくは尿中塩分により食塩摂取量を推定できる同等の検査を実施する。
- （２）検査と同時に減塩に対する知識・関心・実践度に関するアンケートを実施する。

エ 健康的な食行動の実践支援プログラムの提供

- （１）対象者に対し、検査終了後に減塩に関する知識や継続可能な健康的な食行動について学習する機会（セミナー等）の実施（２回以上）。なお、多くの対象者が受講等できるよう実施方法等を工夫すること。
- （２）セミナー等の終了後、尿中推定食塩摂取量検査等結果送付時に健康的な食行動の継続について確認するアンケートを実施する。

オ 尿中推定食塩摂取量検査等データの提供

取組後に検査データを全体及び実施事業所毎に集約し、県・実施事業所等へ情報提供する。

カ 取組前後の評価

アンケート結果を基にした減塩に対する知識・関心・実践度ごとの取り組み前後の比較及び健康的な食行動の実践継続の確認等により、全体及び実施事業所毎にプログラムの評価を実施する。

キ 取組結果レポートの作成

上記オ・カの内容を盛り込んだ県・実施事業所向けのレポート及び広報用資料を作成し、提出する。

ク その他、本業務の趣旨に沿ったもので、効果的と思われる事業の実施

（３）その他、留意点

- ・事業目的を達成するため、ターゲットは働き盛り世代（主に 20～50 歳代）とし、健康に対する「無関心層」も手軽に楽しく参加できる事業を提案すること。
- ・事業の実施に必要な各種申請・連絡調整等を行うこと。
- ・印刷物、広報媒体等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

（４）事業終了後の業務

- ・実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに提出すること。
- ・実績報告書には、事業内容、実績（検査実施数、セミナー等参加者数、取り組み

前後の比較及び健康的な食行動の実践継続の分析等の成果がわかる内容）、紙媒体等の成果品、写真等を添付すること。

5 その他留意事項

- （１）受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- （２）本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。